

上総第 22524 号
令和3年6月24日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づく
諮問及び報告について

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づき、下記の特定期間個人情報保護評価について諮問し、及び報告します。

記

- 1 上越市予防接種に関する事務【諮問及び報告】
- 2 上越市固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務【報告】
- 3 上越市母子保健に関する事務【報告】
- 4 上越市健康増進事業に関する事務【報告】
- 5 上越市住民基本台帳に関する事務【報告】
- 6 上越市個人住民税の賦課に関する事務【報告】
- 7 上越市市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務【報告】

東京府立第一高等学校
国文学部

国文学部国文学科国文学専攻
国文学科国文学専攻

国文学科国文学専攻

国文学科国文学専攻
国文学科国文学専攻

国文学科国文学専攻
国文学科国文学専攻

5

【国文学科国文学専攻】国文学科国文学専攻

【国文学科国文学専攻】国文学科国文学専攻

【国文学科国文学専攻】国文学科国文学専攻

【国文学科国文学専攻】国文学科国文学専攻

【国文学科国文学専攻】国文学科国文学専攻

【国文学科国文学専攻】国文学科国文学専攻

【国文学科国文学専攻】国文学科国文学専攻

特定個人情報保護評価書 変更箇所

※1 下線部が変更箇所
 ※2 組織改編に伴う変更は割愛

課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
税務課	6	重点項目評価書	(別添1)ファイル記録項目	個人住民税賦課情報ファイルに記録する項目を追加	(1)住民税賦課情報(157項目) 1使用端末ID 2市区町村コード 3年度 4個人番号… 157専従者給与控除額	(1)住民税賦課情報(160項目) 1使用端末ID 2市区町村コード 3年度 4個人番号… 157専従者給与控除額 158内継業務 159給与所得 (調整控除後) 160ひとり親控除	税制改正による必然的な改訂 1)雑所得の区分に「雑業務による所得」区分が追加されたことに伴う項目追加 2)給与所得調整控除の創設に伴う項目追加 3)ひとり親控除の創設に伴う項目追加
税務課	7	基礎項目評価書	IVリスク対策 8. 監査	実施している監査の種類の変更	「○」自己点検 「 」内部監査 「○」外部監査	「○」自己点検 「○」内部監査 「 」外部監査	当該事務は情報政策室が行っている情報セキュリティ内部監査の対象事務となっているが、そのことをもって外部監査を実施していると誤認していたもの。正しい区分「内部監査」に変更する。
健康づくり推進課	26	基礎項目評価書	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	特定個人情報を取り扱う事務で使用するシステムを追加	・健康かるてV7 ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー	・健康かるてV7 ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー ・ワクチン接種記録システム(VRS)	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂
-91- 健康づくり推進課	26	基礎項目評価書	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	当該事務における個人番号の利用に関する法令上の根拠を追加	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第10項、第93項の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第10項、第93項の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	ワクチン接種記録システム(VRS)を使用することに伴う項目追加	(追加)	①システムの名称:ワクチン接種記録システム(VRS) ②システムの機能 ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者 ・接種券発行登録 ・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ③他のシステムとの接続 「○」庁内連携システム	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂

課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	I 基本情報 4. 個人番号の利用	ワクチン接種記録システム(VRS)を使用することに伴う項目追加	○番号法第9条第1項及び別表第一の第10の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	○番号法第9条第1項及び別表第一の第10の項、第93項の2 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ○番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ○番号法第19条第5号(委託先への提供)	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報への入手・使用	ワクチン接種記録システム(VRS)を使用することに伴う項目追加	(追加)	②入手方法 「その他(ワクチン接種記録システム(VRS))を追加 ⑤使用方法 「<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。」を追加 情報の突合 「<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う)」を追加	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	ワクチン接種記録システム(VRS)を使用することに伴う項目追加	(追加)	委託事項2 VRSを用いた特定個人情報ファイルの管理等 ①委託内容 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ②委託先における取扱者数 「10人以上50人未満」を選択 ③委託先名 株式会社ミラボ ④再委託の有無 「再委託しない」を選択	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂

課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供の有無 提供先2	ワクチン接種記録システム(VRS)を使用することに伴う項目追加	(追加)	提供先2 市区町村長 ①法令上の根拠 番号法 第19条第15号 ②提供先における用途 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ③提供する情報 市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ) ④提供する情報の対象となる本人の数 「10万人以上100万人未満」を選択 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ ⑥提供方法 「その他(ワクチン接種記録システム(VRS))」を選択 ⑦時期・頻度 当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂
- 93 - 健康づくり推進課	26	重点項目評価書	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	ワクチン接種記録システム(VRS)を使用することに伴う項目追加	データセンター内サーバにて保管。	「<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。」を追加	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	ワクチン接種記録システム(VRS)を使用することに伴う項目追加	(追加)	「<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 (クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。)」を追加	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	(別添1)ファイル記録項目	ワクチン接種記録システム(VRS)を使用することに伴う項目追加	(追加)	「<、宛名番号><、整理番号>」を追加	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂

課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手	ワクチン接種記録システム (VRS)を使用することに伴う 項目追加	(追加)	<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>「<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供する ため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。」を追加</p> <p>特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>「<ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。」を追加 	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用	ワクチン接種記録システム (VRS)を使用することに伴う 項目追加	(追加)	<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>「<ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。」を追加 <p>ユーザ認証の管理>具体的な管理方法</p> <p>「<ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。」を追加 	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂

課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	”	ワクチン接種記録システム (VRS)を使用することに伴う 項目追加	(追加)	<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置 「<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における 追加措置> ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人 情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録 する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し 等を防止するために、許可された費用の外部記録媒体を使用す る。また、媒体管理等に使用の記録を記載する等、利用履歴を 残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、 当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、匿名化やパスワード 設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消 去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。 具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を 照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得ら れた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を 転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用す る。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードす る接種記録データには、個人番号が含まれない。」を追加</p>	COVID-19対策として全国的に実施するワ クチン接種について、全国規模で情報を共 有するため、新たなシステムである「VRS」 を使うスキームとなったことによる必然的 な改訂
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託	ワクチン接種記録システム (VRS)を使用することに伴う 項目追加	(追加)	<p>その他の措置の内容 「<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事 務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の 三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム の利用にあたっての確認事項(規約)」に同意するこ とにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録 システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該 システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定さ れている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに 関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取 扱いの確保」を追加</p>	COVID-19対策として全国的に実施するワ クチン接種について、全国規模で情報を共 有するため、新たなシステムである「VRS」 を使うスキームとなったことによる必然的 な改訂

課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	ワクチン接種記録システム(VRS)を使用することに伴う項目追加	(追加)	<p>特定個人情報の提供・移転 「提供・移転しない」のチェックを外す その他の措置の内容 「<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。」を追加 特定個人情報の提供…を除く。〕 「<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する 場面に限定している。」を追加</p>	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂

課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保 管・消去	ワクチン接種記録システム (VRS)を使用することに伴う 項目追加	(追加)	<p>その他の措置の内容</p> <p>「<ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施設管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。」を追加 	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教 育・啓発	ワクチン接種記録システム (VRS)を使用することに伴う 項目追加	(追加)	<p>具体的な方法</p> <p>「<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。」を追加</p>	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂
健康づくり推進課	26	重点項目評価書	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	ワクチン接種記録システム (VRS)を使用することに伴う 項目追加	(追加)	<p>「<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。」を追加</p>	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うスキームとなったことによる必然的な改訂

課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
健康づくり推進課	26	基礎項目評価書	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の法令上の根拠を追加	2. 別表第二における情報照会の根拠 第16条の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、 第13条の2	2. 別表第二における情報照会の根拠 第16条の2、17、18、19の項、 <u>第115条の2</u> 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、 第13条の2	令和3年6月データ標準レイアウトの年次改版に向けた修正の際に修正漏れがあったもの。

特定個人情報保護評価書 軽微な変更一覧

一覧 No.	評価書 番号	評価書名	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
3	27	上越市母子保健に関する事務	基礎項目評価書	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	所属長の役職名の変更	健康づくり推進課長	健康子育て部参事	人事異動に伴う変更
4	28	上越市健康増進に関する事務	基礎項目評価書	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	所属長の役職名の変更	健康づくり推進課長	健康子育て部参事	人事異動に伴う変更
4	28	上越市健康増進に関する事務	重点項目評価書	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	所属長の役職名の変更	健康づくり推進課長	健康子育て部参事	人事異動に伴う変更
5	1	上越市住民基本台帳に関する事務	重点項目評価書	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル(2)本人確認情報ファイル(3)送付先情報ファイルの4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	委託先の社名変更	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	社名変更に伴う変更
7	47	上越市市税・国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務	重点項目評価書	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル(2)本人確認情報ファイル(3)送付先情報ファイルの4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	委託先の社名変更	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	社名変更に伴う変更

上越市予防接種に関する事務（基礎項目評価・重点項目評価）の一部改訂について

1. 趣旨

新型コロナワクチンの接種について、当市においても、5月10日（月）から、高田城址公園オーレンプラザやホテルハイマートなどでの集団接種を開始したところ。今回の接種については一般的な予防接種と異なり、日本国民のうち約1億人が短期間に2回接種する必要があり、圏域をまたいだ住民異動などを考慮すると、管理が煩雑、かつ、接種証明を出力する必要も想定されることから、国民の接種状況を一元管理できるシステム（＝ワクチン接種記録システム（VRS））を国が一括で構築し、各自治体がVRSに情報を集約し、事務を遂行することとされている。

VRSに住民1人1人の接種情報を登録する元となるシステムは当市の保健システムであり、同システムはシステムの内部にマイナンバーで紐づけされたデータベース（＝特定個人情報ファイル）を持つシステムである。したがって、当市予防接種業務における特定個人情報の取扱いに変更があることから、保護評価書の一部改訂が必要となる。

2. 改訂概要

当市保健システムが接続するシステムに「VRS」を加えるとともに、国からVRSの管理運用の委託を受けている「株式会社ミラボ」における情報の管理体制やセキュリティ対策、VRSとの接続開始に伴う当市における運用やセキュリティ対策に対するリスク評価など、所要の改訂を行う。（改訂の詳細につき、別紙のとおり。）

3. 当審議会へ「事後報告」となった理由

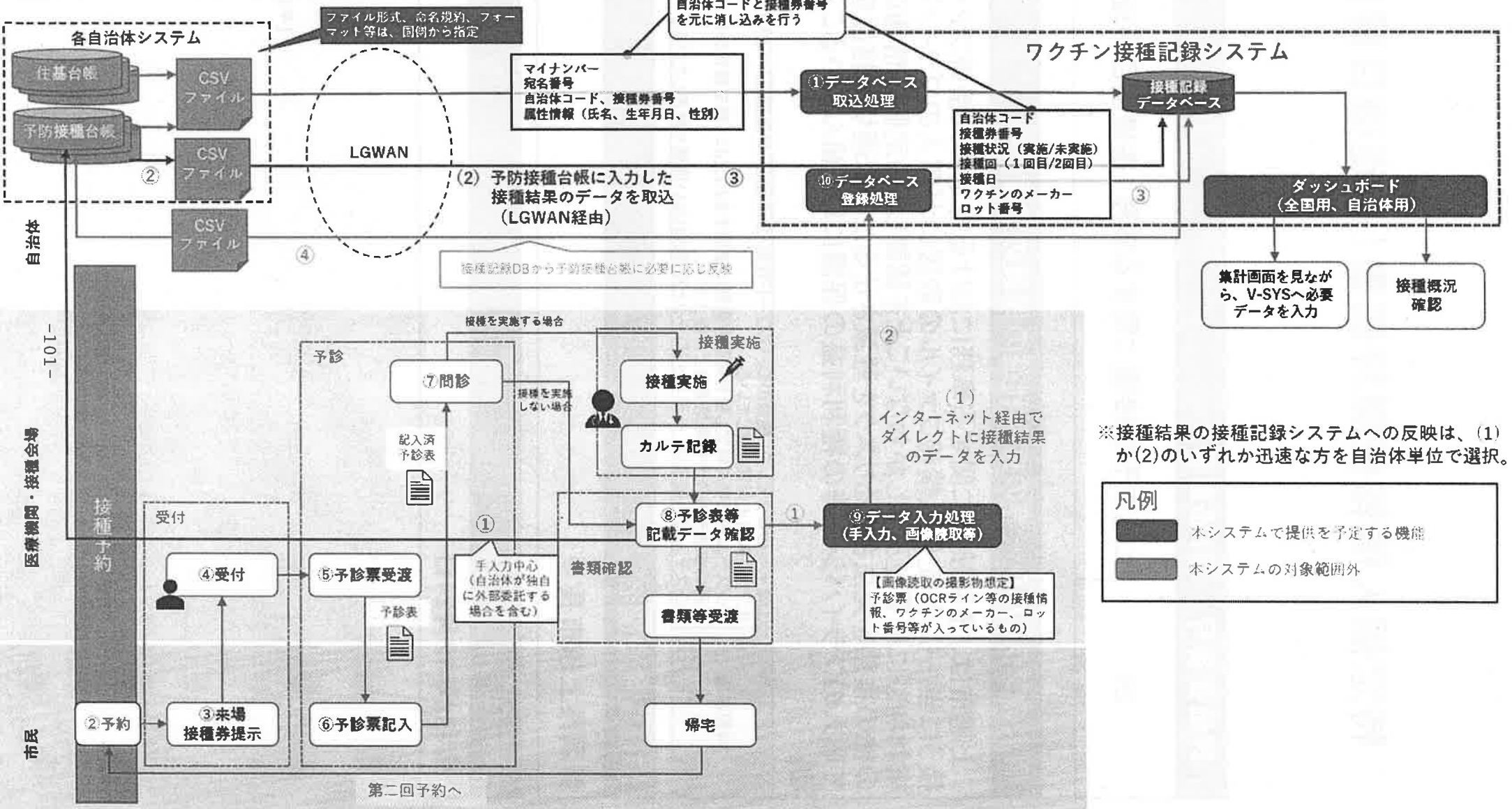
全国的な状況管理が必要となるワクチン接種に関するスキームの決定はこの3月（前回審議会前）であったものの、VRSの管理運用の委託先である「株式会社ミラボ」の管理体制に関する国からの情報提供があったのが、この4月23日（前回審議会後）であった。保護評価書の項目内には委託先の管理体制を評価する項目があるため、やむを得ず事後報告となったもの。

※ なお、特定個人情報保護評価実施の根拠となる「特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）」9条2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象と考えられる。

（参考：規則第9条第2項）

- 2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、行政機関の長等は、当該特定個人情報ファイルを保有した後又は当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに法第二十八条第一項の規定による評価書の公示を行うものとする。第五条第一項の規定による基礎項目評価書の提出、第六条第一項の規定による重点項目評価書の提出及び第七条第一項の規定による評価書の公示を行う場合も、同様とする。

全体フローとワクチン接種記録システムのスコープ



※接種結果の接種記録システムへの反映は、(1)か(2)のいずれか迅速な方を自治体単位で選択。

凡例

- 本システムで提供を予定する機能
- 本システムの対象範囲外

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	上越市予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ①端末へのログインを、職員のIDパスワード設定・生体認証(静脈認証)により行うことで、端末の不正アクセス防止対策を講じている。
- ②システム取扱者を特定し操作権限を個別に管理するとともに、端末操作のログを保存することで不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。
- ③システム導入端末は、外部ネットワークと接続されない環境で使用している。

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

令和2年12月24日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種情報についてマイナポータルのお知らせ機能で通知 ③予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ④予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用徴収に関する事務 ⑤予防接種記録の保存に関する事務 ⑥新型インフルエンザ等対策の実施に係る事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・健康かるてV7 ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー ・ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第10項、第93項の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別表第二における情報提供の根拠 第16条の2、16条の3、115条の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 第16条の2、17、18、19の項、第115条の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子育て部 健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康子育て部参事
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>上越市 健康子育て部 健康づくり推進課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話 025-526-5111</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記述	変更後の記述	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月28日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課 見波 正美	健康づくり推進課 横山 新太郎	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更には該当しない。
平成29年3月2日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ③予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用徴収に関する事務 ④予防接種記録の保存に関する事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種情報についてマイナポータルのお知らせ機能で通知 ③予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ④予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用徴収に関する事務 ⑤予防接種記録の保存に関する事務	事前	平成29年7月提供予定の子育てワンストップサービスに伴う修正であり、特定個人情報ファイルを使用する事務に追加があることから重要な変更には該当
平成29年4月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課 横山 新太郎	健康づくり推進課 北島 賢行	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年7月9日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・MCWEL総合福祉システム ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・自治体中間サーバ	・健康カルテV7 ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・自治体中間サーバ	事前	既存システムの更新に伴う変更であり、変更に伴うしきい値やリスクに影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年4月20日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠なし 2. 別表第二における情報照会の根拠第17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条(第17項及び第19項に関する命令未公布)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠なし 2. 別表第二における情報照会の根拠第17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2	事後	省令の改正及び追加に伴う修正であるが、しきい値判断に影響がないことから、重要な変更には該当しない。
平成31年3月29日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長 北島 賢行	健康づくり推進課長	事後	様式変更のため
平成31年3月29日	IV リスク対策		新規追加	事後	様式変更のため
令和2年4月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	上越市 健康福祉部 健康づくり推進課	上越市 健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和3年12月24日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種情報についてマイナポータルのお知らせ機能で通知 ③予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ④予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用徴収に関する事務 ⑤予防接種記録の保存に関する事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種情報についてマイナポータルのお知らせ機能で通知 ③予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ④予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用徴収に関する事務 ⑤予防接種記録の保存に関する事務 ⑥新型コロナウイルス等対策の実施に係る事務	事前	令和3年6月データ連携レイアウトの年次改版のため
令和3年12月24日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第10項、第93項の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第10項、第93項の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事前	令和3年6月データ連携レイアウトの年次改版のため
令和3年12月24日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠なし 2. 別表第二における情報照会の根拠第17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠第16条の2、16条の3、115条の2 2. 別表第二における情報照会の根拠第16条の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2	事前	令和3年6月データ連携レイアウトの年次改版のため
令和3年4月23日	1 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	・健康かるてV7 ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・自治体中間サーバ	・健康かるてV7 ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバ ・自治体中間サーバ ・ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うシステムとなったことによる必然的な改訂
令和3年4月23日	1 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第10項、第93項の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第10項、第93項の2 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	COVID-19対策として全国的に実施するワクチン接種について、全国規模で情報を共有するため、新たなシステムである「VRS」を使うシステムとなったことによる必然的な改訂
令和3年4月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり推進課長	健康子育て部 部長	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月10日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 別表第二における情報照会の根拠第16条の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2	2. 別表第二における情報照会の根拠第16条の2、17、18、19の項、115条の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2	事後	令和3年6月データ連携レイアウトの年次改版に向けた修正の際に修正漏れがあったもの。

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	上越市予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ①端末へのログインを、職員のIDパスワード設定・生体認証(静脈認証)により行うことで、端末の不正アクセス防止対策を講じている。また、静脈認証装置がない端末については、ログインパスワードを設定し、不正操作防止対策を講じている。
- ②システム取扱者を特定し操作権限を個別に管理するとともに、端末操作のログを保存することで不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。
- ③システム導入端末は、外部ネットワークと接続されない環境で使用している。

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

令和2年12月24日

[平成30年5月 様式3]

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 番号法第9条第1項及び別表第一の第10の項、第93項の2 ○ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ○ 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ○ 番号法第19条第5号(委託先への提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第16の2の項、16の3の項、115の2の項 ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第16の2、16の3、第17、18、19の項 ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子育て部 健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康子育て部参事
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・上越市に住民登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者及び既接種者 ・上越市に住民登録があり、市長が行う任意の予防接種の対象者及び既接種者 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者
その必要性	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種勧奨・接種履歴の記録及び台帳管理を適正に行う必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 識別情報 対象者を正確に特定し、接種履歴及び台帳管理するため。 2. 連絡先情報 接種勧奨対象者や、健康被害の対象者、予防接種法の長期療養の特例措置対象者等に速やかに連絡するため。 3. 健康・医療関係情報 予防接種履歴管理及び接種勧奨のため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	健康子育て部 健康づくり推進課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、税務課、福祉課、国保年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (県、他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (予防接種を実施している医療機関・医師会) <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))							
③使用目的 ※	接種履歴を正確に把握し、予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給。							
④使用の主体	使用部署 健康子育て部 健康づくり推進課 各区総合事務所 市民生活・福祉グループ							
	使用者数 [50人以上100人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	1. 4情報の組み合わせをキーに予防接種情報の検索を行う。 2. 本人の住民情報をもとに定期接種対象者であるか確認を行う。 3. 予防接種を受けた者が接種した予防接種情報の入力を行う。 4. 予防接種実施状況の入力完了後に、接種対象者や既接種者、未接種者情報などの検索や照会を行う。 5. 予防接種を受けた者から接種履歴の問い合わせがあった際に確認する。 6. 予防接種による健康被害が発生した際、接種状況等を的確に把握し、迅速な救済を図るため使用する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。							
情報の突合	氏名、性別、生年月日、住所の4情報で突合する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)							
⑥使用開始日	平成28年1月1日							

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県知事または市町村長
①法令上の根拠	・番号法 別表第二 第16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	上越市に住民登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者及び既接種者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	市区町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第15号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
⑦時期・頻度	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人情報>

個人番号<、宛名番号>、氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所、郵便番号、情報提供用個人識別符号<、整理番号>、異動日、情報提供等の記録等、電話番号

予防接種実施状況(実施年月日、接種した医療機関、医師名、ワクチン種類、ロット番号、接種回数、疾病の名称、特別事情の内容、備考)

<各予防接種ごとの共通項目>

- (1)BCG
- (2)水痘 1回目、2回目
- (3)不活化ポリオ 1回目、2回目、3回目、追加
- (4)生ポリオ 1回目、2回目
- (5)三種混合 1期初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (6)四種混合 1期初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (7)二種混合
- (8)MR 1期、2期、3期、4期
- (9)麻しん
- (10)風しん
- (11)日本脳炎 1期(1回目ワクチン名、2回目ワクチン名、追加ワクチン名)、2期ワクチン名
- (12)ヒブ 初回接種月齢、初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (13)小児用肺炎球菌 初回接種月齢、初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (14)子宮頸がんワクチン ワクチン種類、1回目、2回目、3回目
- (15)高齢者インフルエンザ
- (16)高齢者肺炎球菌
- (17)B型肝炎 ワクチン種類、1回目、2回目、3回目
- (18)ロタウイルス(1価) 1回目、2回目
- (19)ロタウイルス(5価) 1回目、2回目、3回目
- (20)新型インフルエンザ等

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台帳管理において、対象者データ抽出時には、当該対象者及び必要な情報のみを抽出している。 ・文書照会を行う際には、番号法の法定事務であることを確認したうえ、対象者に関する必要な情報項目のみを記載する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1. 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置</p> <p>定期接種の個人番号取扱業務における情報を、他の業務に転用したり目的外に使用しない。</p> <p>2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対応</p> <p>接種券の基本情報を台帳と照合することにより個人の特定を行い、個人番号カード等による本人確認の徹底に努める。</p> <p>3. 入手した特定情報の漏えい・紛失関するリスクへの措置</p> <p>特定個人情報ファイルは体系的なアクセス制御を行い、また、紙媒体については、事務処理後に鍵付倉庫及び書庫等で保管することで情報漏えい・紛失を防止する。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>システムへのアクセス制限と利用者単位のアクセス権限管理により、事務に必要なない情報との紐付けができないよう制御を行っている。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システム利用職員を特定し、当該職員のIDパスワードによる認証及び生体認証(静脈認証)を行っている。 ・システム利用職員を特定し、利用可能な機能を制限している。 ・情報セキュリティポリシーに基づき、認証に使用するパスワードは定期的に変更する運用を行っている。 <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
その他の措置の内容	システムログイン及び操作ログについて記録・保存し、定期的に点検を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む資料の管理に関する事項 ・機密保持を図るための作業場所等の制限に関する事項 ・受託者による業務従事者に対する教育、啓発義務に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・再委託の禁止に関する事項 ・関係法令及び関係規定並びに個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーの順守に関する事項 ・情報資産の取扱いに関する事項 ・市による検査・監督に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 2) 十分に行っている <input type="checkbox"/> 3) 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同様の規定の遵守	
その他の措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の業務従事者に関する名簿及び実施連絡体制図並びに秘密保持誓約書の提出を義務付けている。 ・ネットワークへの機器の無許可接続又はネットワークに接続している端末等の他のネットワークへの無許可接続を禁止している。 		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に入力をしている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する 場面に限定している。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバーの運用における措置> ①番号連携サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することでその正確性を担保している。</p> <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第二及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p><自治体中間サーバーの運用における措置> ①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することでその正確性を担保している。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---------------------------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバーは、自機関向けの自治体中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ②番号連携サーバーと自機関向けの自治体中間サーバーとの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①既存システムと自治体中間サーバーとの間は、高度なセキュリティを維持し閉じられた環境の行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用することにより、安全性を確保している。 ②自治体中間サーバーと情報保有団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することにより安全性を確保している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を団体のみが行うことにより、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者による情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
--------------	--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>1. データセンターは24時間365日入退管理されており、サーバールームは入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備により、許可された者のみ入退室が可能となっている。また、記録媒体の不正使用ができない体制と監視カメラを備えている。</p> <p>2. 電子データへのアクセスパスワード管理を行い、紙媒体による書類は年度ごとに整理し、非公開情報が漏えいしないよう廃棄を行っている。</p> <p>3. 不正プログラムに対応するために、ウィルスパターンファイルを定期的に更新することにより新種のウイルス対策としている。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査

実施の有無

自己点検

内部監査

外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

具体的な方法

・毎年、e-ラーニングによる管理職員及び一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、個人情報データファイル等の取扱いに関する必要な知識や技術を習得させるとともに、その記録を残している。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。

10. その他のリスク対策

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 総務管理部 総務管理課 電話 025-526-5111
②請求方法	上越市個人情報保護条例(第12条、13条、14条、15条、15条の2、16条)に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 健康子育て部 健康づくり推進課 電話 025-526-5111
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せを受け付け、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては、関係部署等と連携しながら事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年9月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年10月19日
②方法	上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会による特定個人情報保護評価書の内容審査
③結果	承認

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月18日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課 見波 正美	健康づくり推進課 横山 新太郎	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 <各予防接種ことの共通項目>		(17)B型肝炎 ワクチン種類、1回目、2回目、3回目を追加	事後	予防接種法の改正に伴う修正であり、重要な変更には該当しない。
平成29年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務内容	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ③予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用の実費徴収に関する事務 ④予防接種記録の保存に関する事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種情報についてマイナポータルのお知らせ機能での通知 ③予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ④予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用の実費徴収に関する事務 ⑤予防接種記録の保存に関する事務	事前	平成29年7月提供予定の子育てワンストップサービスに伴う修正であり、特定個人情報ファイルを使用する事務に追加があることから重要な変更には該当
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課 横山 新太郎	健康づくり推進課 北島 賢行	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更には該当しない。
平成29年6月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目<個人情報>	予防接種実施状況(疾病の名称)ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib、肺炎球菌感染症、ヒトパピロウイルス感染症	(先に記載の項目を削除)	事後	個人情報に疾病名は入力しないため、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年2月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	MCWEL総合福祉保健システム	健康かるてV7	事前	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年2月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	MCWEL総合福祉保健システム運用・保守管理	健康かるてV7運用支援保守	事前	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年2月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	MCWEL総合福祉保健システム運用・保守管理	健康かるてV7運用支援保守	事前	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年2月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通株式会社 新潟支社	株式会社 電算	事前	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年4月20日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 ・なし 2. 別表第二における情報照会の根拠 ・第17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条 (第17項及び第19項に関する命令未公布)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 ・なし 2. 別表第二における情報照会の根拠 ・第17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の3、第13条、第13条の2	事後	省令の改正及び追加に伴う修正であるが、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年7月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 ・なし 2. 別表第二における情報照会の根拠 ・第17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の3、第13条、第13条の2	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 ・第16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 ・第16の2、第17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	情報ネットワークシステムによる情報連携で情報提供を行ったことに伴う修正であるが、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	[]提供を行っている	[○]提供を行っている	事前	

平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	(なし)	・番号法 別表第二 第18の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	事前	
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	(なし)	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③提供する情報	(なし)	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	事前	
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ④提供する情報の対象となる本人の数	(なし)	10万人以上100万人未満	事前	
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(なし)	上越市に住民登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者及び既接種者	事前	
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事前	
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度	(なし)	照会を受けたら都度	事前	
平成31年3月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長 北島 賢行	健康づくり推進課長	事後	様式変更のため
令和2年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	上越市 健康福祉部 健康づくり推進課	上越市 健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年8月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	第二重要機能室 IDパスワード登録及び生体認証(静脈認証)により入退出管理を行い、入室者ログ、管理簿及び監視カメラ設置により入退出者を管理及び監視している。	データセンター内サーバにて保管。	事後	
令和2年9月25日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	1. サーバ設置室(第二重要機能室)への入室は権限許可が与えられた者のみとし、職員がいない場合は施錠により管理している。	データセンターは24時間365日入退管理されており、サーバールームは入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備により、許可された者のみ入室が可能となっている。また、記録媒体の不正使用ができない体制と監視カメラを備えている。	事後	

<p>令和2年12月24日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種情報についてマイナポータルのお知らせ機能での通知 ③予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ④予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用の実費徴収に関する事務 ⑤予防接種記録の保存に関する事務</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種の実施、健康被害救済に係る給付の支給又は接種費用の実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種情報についてマイナポータルのお知らせ機能での通知 ③予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務 ④予防接種を受けた者又はその保護者からの接種費用の実費徴収に関する事務 ⑤予防接種記録の保存に関する事務 ⑥新型コロナウイルス等対策の実施に係る事務</p>	<p>事前</p>	<p>令和3年6月データ標準レイアウトの年次改版のため</p>
<p>令和2年12月24日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠 ・第16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 ・第16の2、第17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠 ・第16の2の項、16の3の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 ・第16の2、16の3、第17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	<p>事前</p>	<p>令和3年6月データ標準レイアウトの年次改版のため</p>
<p>令和2年12月24日</p>	<p>(別添1)ファイル記録項目</p>	<p>(省略)</p>	<p>(18)ロタウイルス(1価) 1回目、2回目 (19)ロタウイルス(5価) 1回目、2回目、3回目 (20)新型コロナウイルス等</p>	<p>事前</p>	<p>令和3年6月データ標準レイアウトの年次改版のため</p>
<p>令和3年4月23日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3</p>	<p>右記のとおり。</p>	<p>①システムの名称: ワクチン接種記録システム(VRS) ②システムの機能 ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者 ・接種券発行登録 ・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ③他のシステムとの接続 [O]庁内連携システム</p>	<p>事後</p>	

令和3年4月23日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	右記のとおり。	<p>○番号法第9条第1項及び別表第一の第10の項、第93項の2</p> <p>○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2</p> <p>○番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>○番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	事後	
令和3年4月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	右記のとおり。	<p>②入手方法 「その他(ワクチン接種記録システム(VRS))を追加</p> <p>⑤使用方法 「<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。」を追加</p> <p>情報の突合 「<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力し、当市区町村の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う)」を追加</p>	事後	
令和3年4月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	右記のとおり。	<p>委託事項2 VRSを用いた特定個人情報ファイルの管理等</p> <p>①委託内容 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等</p> <p>②委託先における取扱者数 「10人以上50人未満」を選択</p> <p>③委託先名 株式会社ミラボ</p> <p>④再委託の有無 「再委託しない」を選択</p>	事後	
令和3年4月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供の有無 提供先2	右記のとおり。	<p>提供先2 市区町村長</p> <p>①法令上の根拠 番号法 第19条第15号</p> <p>②提供先における用途 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>③提供する情報 市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数 「10万人以上100万人未満」を選択</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ</p> <p>⑥提供方法 「その他(ワクチン接種記録システム(VRS))を選択</p> <p>⑦時期・頻度 当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度</p>	事後	
令和3年4月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	右記のとおり。	<p>「<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。」を追加</p>	事後	

令和3年4月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	右記のとおり。	<p>「<ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>(クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。)」を追加</p>	事後	
令和3年4月23日	(別添1)ファイル記録項目	右記のとおり。	「<、宛番号><、整理番号>」を追加	事後	
令和3年4月23日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手	右記のとおり。	<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>「<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。」を追加</p> <p>特定個人情報の入手(情報提供ネット...)に対する措置</p> <p>「<ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。」を追加 	事後	
令和3年4月23日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用	右記のとおり。	<p>リスクに対する措置の内容</p> <p>「<ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。」を追加 <p>ユーザ認証の管理>具体的な管理方法</p> <p>「<ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。」を追加 	事後	

令和3年4月23日	”	”	<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 「<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。」を追加</p>	事後	
令和3年4月23日	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>	右記のとおり。	<p>その他措置の内容 「<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」を追加</p>	事後	
令和3年4月23日	<p>Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転</p>	右記のとおり。	<p>特定個人情報の提供・移転 「提供・移転しない」のチェックを外す その他措置の内容 「<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。」を追加 特定個人情報の提供を除く。 「<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。」を追加</p>	事後	

令和3年4月23日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	右記のとおり。	<p>その他措置の内容</p> <p>「<ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>【物理的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウド サービスを利用している。 	事後	
令和3年4月23日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	右記のとおり。	<p>【技術的対策】ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。」を追加 	事後	
令和3年4月23日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	右記のとおり。	<p>具体的な方法</p> <p>「<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条 (市区町村の責任) に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。」を追加</p>	事後	
令和3年4月23日	Ⅲリスク対策 10. その他リスク対策	右記のとおり。	<p>「<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条 (情報到達の責任分界点)、第8条 (通信経路の責任分界点)、第9条 (市区町村の責任) に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。」を追加</p>	事後	
令和3年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり推進課長	健康子育て部参事	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更には該当しない。